

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康推進課

則

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

技術管理課

則

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の一部改正

監理課

（県例規集登載）

○ 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査室

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

”

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

定

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

○ 建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

”

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

”

○ 未利用県有地売却の実施

財産活用課

【公告】

目次

担当課（室）

○ 岡山県医療審議会からの答申

医療推進課

○ 第四十七期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続

労働雇用政策課

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

”

”

○ 岡山県企業局職員人事評価規程の一部改正

総務企画課

正

【企業局】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定

教育委員会

”

”

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

地域課

【公安委員会】

（県例規集登載）

（県例規集登載）

◎岡山県規則第十九号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「開始」を「開始等」に改め、同条中「第二十条第一項」を「第二十条」に、「特定給食施設事業開始届（様式第一号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第五条中「特定給食施設事業再開届（様式第四号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条を第三条とする。

第六条第一項中「指定通知書（様式第五号）」を「知事が別に定める通知書」に改め、同条第二項中「指定取消通知書（様式第六号）」を「知事が別に定める通知書」に改め、同条を第四条とする。

第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条第一項中「整備し、」の下に「当該整備した日の属する年度の翌年度から三年度間」を加え、同条を第七条とする。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七条に掲げる事項を記載した」を「知事が別に定める」に改め、同条第三項を削る。

第六条中「様式第二号による」を「知事が別に定める」に改める。

第七条第十四号中「各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の」を「契約の当事者が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である」に改める。

第九条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十条第一項中「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「うえ」を「上」に改める。

第十三条第一項中「様式第五号による」を「知事が別に定める」に改める。

第十五条第一項中「様式第六号による」を「知事が別に定める」に改める。

第二十四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「うえ」を「上」に改める。

第二十六条の見出しを「（損害賠償請求等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

契約担当者は、請負者の責めに帰すべき理由により、請負者が契約書に規定する債務の本旨に従った履行をしない場合又は当該債務の履行が不能である場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

第二十六条第二項中「前項の」を「工期内に工事を完成することができない場合において、前項の規定により損害の賠償を請求するときは、その」に改める。

第二十八条第一項中「行なう」を「行う」に、「様式第十二号による」を「知事が別に定める」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「あたり」を「当たり」に、「必要」を「、必要」に、「取りこわして」を「取り壊して」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十九条第二項中「様式第十三号による」を「知事が別に定める」に改める。

第三十条中「すべて」を「全て」に改める。

第三十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第三十四条 契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、請負者に対し、当該工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項本文の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第一項本文の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても第一項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第三十六条中「様式第十四号による」を「知事が別に定める」に改める。

第三十七条第一項中「、次項以下に定めるところにより」を削り、同条第二項中「様式第十五号による」を「知事が別に定める」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「こえる」を「超える」に改める。

第三十八条第一項中「様式第十六号による」を「知事が別に定める」に改める。
様式第一号から様式第十六号までを削る。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十四号

岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成九年岡山県告示第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第五条第三項第一号を次のように改める。

- 一 建設業許可を受けていることを証明する書類

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県告示第百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リハビリ特化型デイサービス カラダラボ備前市民センター前

2 所在地

岡山県備前市西片上四五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社プライマリー

2 所在地

岡山県岡山市北区富田三四一番地一〇

三 指定年月日

令和二年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七一四

五 サービスの種類

通所介護

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きのこのデイ

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人新生寿会

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月二十五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇一六七

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターほほえみ

2 所在地

岡山県赤磐市松木六三六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

2 所在地

岡山県赤磐市河本七七八一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇〇二五七

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和の音色

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ジョイライフ

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四九三

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ルック矢掛の郷

2 所在地

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

岡山県小田郡矢掛町矢掛二六六九一
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社矢掛の郷

2 所在地

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月三日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四五二

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所そよ風

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

勝田郡老人福祉施設組合

2 所在地

岡山県津山市市場二一五一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年三月三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一二九七

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百二十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県告示第百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

岡山市

二 事業の種類

岡山市南消防署整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市南区浦安南町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

岡山市南消防署整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎等の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である岡山市は、本件事業を岡山市第六次総合計画に位置づけられた事業として実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じており、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在の南消防署は新耐震基準以前の建築物であり、有事の際の防災拠点機能の不足等を解消するため岡山市南区浦安南町地内に新消防署を整備するものであり、区民の安全で安心な暮らしに相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①消防署所の適正配置計画に適していること、

②有事の際には南区役所との連携がとれる場所であること、③消防庁舎、訓練施設、訓練場所等を考慮した敷地面積の確保ができること、④南区のほぼ中心であ

るとともに、今後の交通インフラ整備による効果を考慮することを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに本件事業に係る土地には、保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、区民の安心で安全な暮らしを支える防災拠点として整備することから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市南区役所総務・地域振興課

◎岡山県告示第百二十九号

令和二年度において県が発注する建設工事の契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる特定役務の種類

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）第一条に規定する工事

二 入札参加資格審査を受けることができる者

入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

2 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可を受けている者であること。

4 法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（申請する業種について、その審査基準日が平成三十年八月一日以降であるものに限る。）を受けている者であること。

5 申請直前の土木一式工事又は建築一式工事に係る法第二十七条の二十九第一項の規定により通知された総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、千五十点以上である者であること。

6 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基づく中小企業退職金共済若しくは建設業退職金共済又は所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）に基づく特定退職金共済に加入している者であること。

8 申請する業種について、直前の法第二十七条の二十六第一項に規定する経営規模等評価（以下「経営規模等評価」という。）の申請における年間平均完成工事高が五百万円以上の者又は当該経営規模等評価の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営規模等評価の平均完成工事高を三年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が五百万円以上の者であること。ただし、県内に主たる営業所を設置していない者（以下「県外業者」という。）については、申請する業種について直前の経営規模等評価の申請における年間平均完成工事高が一億円以上であること。

9 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険関係が成立していること。

10 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務（以下「健康保険等届出義務」という。）を履行していること。

11 アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査申請者については、1から10までに掲げるもののほか、知事が別に定める舗装業者工事施工能力審査の申請をし、審査を受けていること。

三 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所を設置している者の申請に係る添付書類については、6から13までに掲げる書類とする。

- 1 建設業許可を受けていることを証明する書類
- 2 営業所一覧表
- 3 工事経歴書
- 4 主要取引金融機関一覧表
- 5 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状
- 6 総合評定値の通知書の写し

- 7 岡山県税の納付義務のある者は、岡山県民局長が証明した県税（延滞金等を含む。）の完納証明書（納付を要しない者については、申立書）
 - 8 県内の市町村長が証明した市町村税（延滞金等を含む。）の完納証明書（県外業者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ）
 - 9 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 10 中小企業退職金共済加入証明書、建設業退職金共済加入・履行等証明書又は特定退職金共済加入証明書
 - 11 労働者災害補償保険法に基づく保険関係が成立していることを証する書類
 - 12 健康保険等届出義務を履行していることを証する書類
 - 13 1から12までに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 四 入札参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- 1 提出期間
随時（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、提出期日によつては、入札執行日までに入札参加資格審査が完了しない場合がある。
 - 2 提出場所
岡山県土木部監理課建設業班（岡山市北区内山下二丁目四番六号）
 - 3 提出方法
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の提出場所に持参すること。
- 五 入札参加資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間
資格を付与された日から令和三年五月三十一日までとする。
 - 2 更新手続
令和三年二月五日から同月十五日までの間（休日を除く。）に三に定める申請書類を四2の場所に提出すること。
- 六 その他
- 1 入札参加資格審査申請書の作成に使用する言語
入札参加資格審査申請書は、日本語で作成すること。その他の書類で外国語で記

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載するものとする。

2 申請者への入札参加資格審査の結果通知
文書で通知する。

3 入札公告の方法
地方自治法施行令第六十七条の六の規定による一般競争入札の公告は、県公報により行う。

4 入札参加資格審査についての問い合わせ先
岡山県土木部監理課建設業班（電話 ○八六一二二六一七四六三）

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 瀬西大寺線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町尻海字森明二七四番一 地先から で	新	九・〇 〃 二〇・五	三六七・〇
瀬戸内市邑久町尻海字森明二七四番一 地先から で	旧	六・〇 〃 一五・四	二九三・〇
瀬戸内市邑久町尻海字大柳八番一 地先から で	新	六・〇 〃 一五・四	二九三・〇

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	瀬西大寺線	瀬戸内市邑久町尻海字森明二七四番一地先から瀬戸内市邑久町尻海字森明三八五番一地先を経て瀬戸内市邑久町尻海字大柳八番一地先まで	令和二年三月十三日

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔七七〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 物件の概要

所在地	土地 倉敷市玉島乙 島字ヨ式割七 四七〇番四〇	地目又は構造	宅地	面積（平方メートル）	二〇九・八三	予定価格（最低売払価格）	六、一七七、〇〇〇円	受付期限	令和二年七月三十一日（金）
建物	倉敷市玉島乙 島字ヨ式割七 四七〇番地四〇	コンクリート ブロック造平 家建	六九・四五						
		鉄骨造平家建	六・六七						
		鉄骨造平家建	三・四〇						

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七

号)第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」という。)である者

- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。

- 1 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
- 2 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

四 申込方法及び留意事項

- 1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合

印鑑登録証明書 一通
住民票の写し(個人番号の記載がないものに限る。) 一通
誓約書 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合

現在事項全部証明書 一通
印鑑証明書 一通
役員名簿 一通
誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認められた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

八 問い合わせ先

〒700-1857 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六一七二三五）

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔七八〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

令和2年3月13日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

令和2年2月21日

二 答申を受けた年月日

令和2年3月4日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔七九〕令和二年三月十二日をもって、第四十七期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から令和二年十一月二十七日まで

四 提出書類

1 推薦書（様式）

2 候補者の履歴書

3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

五 書類の提出期限

令和二年四月二十四日（金）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

様式

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地

労働組合の名称

代表者の氏名 印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、第47期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略歴	備考

〔八〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業

二 都市計画の決定年月日

令和二年三月二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔八一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画高度利用地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画高度利用地区

二 都市計画の変更年月日

令和二年三月二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町豆田字下開田一〇二九―八

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

京都府長岡京市東神足一丁目一〇―一

株式会社村田製作所

代表取締役会長兼社長 村田 恒夫

三 許可番号

岡山県指令建指第二八六号

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔八三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

警察本部庁舎ネットワーク機器 三六式

二 借入期間

令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年二月二十七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり三六二、四五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三二、九五〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年十二月十三日

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

〔八四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

大型表示装置 一式

二 借入期間

令和二年十月一日から令和十年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域部通信指令課

岡山市北区伊福町一丁目八番一五号

四 落札者を決定した日

令和二年二月二十七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり二、二五七、二〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二〇五、二〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年一月七日

◎岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県企業局職員人事評価規程（平成二十四年岡山県企業訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月十三日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

第一条中「第二十三条の二第一項」を「以下「法」という。」第二十三条の二第一項に、「同法」を「法」に、「これら」を「その結果」に改める。

第二条中「地方公務員法」を「法」に改め、同条ただし書中「同法第二十三条第二項の規定により臨時的任用をされた職員であつて人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものその他」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条の二第一項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて任期が三月に満たないものは、人事評価の対象としないことができる。

第三条第一項中「人事評価は」を「会計年度任用職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の人事評価は」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に、「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、その任期中一回行うものとし、その任期に係る人事評価として最終評価を行うものとする。

第四条第二項中「人事評価」を「一般職員の人事評価」に、「第七条第三項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の人事評価は、自己評価及び別に定める評価者による評価により行うものとする。

第五条第一項中「職員で」を「一般職員で」に、「職員（」を「もの（」に改め、同条第二項中「職員に」を「一般職員に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員に対する実績評価は、目標に対する業務の実施状況等により行うものとする。

第六条第二項中「職員は」を「一般職員は」に改め、同条第五項中「職員」を「一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。

6 会計年度任用職員は、その任期を起算する日を基準日として実績評価に用いる目標

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

を定め、評価者に提出するものとする。

7 前項に規定する提出を受けた評価者は、同項の目標の内容について確認した上で、当該目標について原則として当該会計年度任用職員と面談を行い、必要に応じて当該目標の修正を指示するものとする。

第七条第一項中「職員」を「一般職員」に、「自ら実績評価」を「実績評価に係る自己評価」に改め、同条第四項中「職員」を「当該一般職員」に改め、同条に次の二項を加える。

5 会計年度任用職員は、原則として十二月一日を基準日とし、実績評価に係る自己評価を行い、その結果を評価者に提出するものとする。

6 前項に規定する提出を受けた評価者は、実績評価に係る評価を行った上で、当該会計年度任用職員と面談を行い、その結果を書面により交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項、第十八条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定、岡山県指定重要無形文化財の指定及びその保持者の認定、岡山県指定重要有形民俗文化財の指定並びに岡山県指定天然記念物の指定をする。

令和二年三月十三日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三七八号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 金銅造池田光政坐像 一軀く
- 四 所在地 備前市閑谷七八四
- 五 所有者 宗教法人閑谷神社しずたにじんじや
- 六 寸法 像高六〇・二センチメートル、頭頂高五一・三センチメートル、
膝張三八・六センチメートル
- 七 製作年代 宝永元（一七〇四）年
- 八 指定理由

金銅造池田光政坐像は、現在閑谷神社に祀られている。閑谷神社は、もとは芳烈祠と呼ばれ、貞享三（一六八六）年、初代岡山藩主池田光政（一六〇九年から一六八二年まで）を祀るために建てられた。『芳烈祠堂記』によれば、本像は津田永忠の依頼によって宝永元（一七〇四）年に完成、宝永四（一七〇七）年津田の死後に二代岡山藩主池田綱政の了解のもとに芳烈祠に納められたという。『備陽国学記録』の記述から、京仏師播磨と八郎兵衛が製作にあたったと考えられている。

束帯姿で坐し、頭頂には冠を被り、冠背面に差し込まれた纓は湾曲しながら垂下する。右手に笏を執り、左手は腰に携えた飾太刀に添える。背中に下襲の裾があり、二度折り曲げられている。袍には輪無唐草文様と花菱文様の花弁が鑿彫りにより表現している。飾太刀の柄と鞘、腰の石帯、腹前から前方に垂下する平緒には、光政が藩主時代に用いられていた池田家の家紋である泊蝶文と光政使用の整容具にも用いられている六弁の鉄線花文が表されている。太刀柄の鮫皮部は魚々子一つずつ丁寧に打刻している。面貌は、眉毛は毛彫りされ太く弧を描き、両目を細めて目尻を下げ、口角を上げて微笑する。両耳は大きく、特に耳朶は厚く造る。

体部は一鑄で、冠を含めた頭部は別鑄とし首下端で体部に接合する。冠と光政の顎を結ぶ紐や両手首から先は別鑄である。太刀は上部と下部を別鑄し、左脇下部に別々に差し込み固定する。笏は別鑄とし、右手第一指と第二指の間にはめ込む。

鑄上がった金銅に純度の高い赤金で鍍金を施し、その後に鑿で頭髪や眉毛、束帯の文様等を刻む。彫刻としての完成度は高く、近世における高い技術水準を示している。光政の生前、または没後すぐに製作された肖像等は残されておらず、本像が現存する最古のもので、歴史的資料としての価値も高い。

- 一 指定番号 有第三七九号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造菩薩坐像 一軀むくろぼさつざざう
- 四 所在地 岡山市北区後楽園一―五 岡山県立博物館
- 五 所有者 宗教法人鹿忍神社かしのしんじや
- 六 寸法 像高三九・八センチメートル、膝張二六・九センチメートル
- 七 製作年代 一〇世紀前半
- 八 指定理由

木造菩薩坐像は、瀬戸内市牛窓町鹿忍の鹿忍神社に祀られる。鹿忍神社は、縁起等の資料が伝世していないため創建年代や社名等は不明である。江戸時代終わりまでは五社大明神と称されており、現在の社名は明治時代以降のものである。

本像は、広葉樹による一木彫成で、内刳はない。右足を外に結跏趺坐し、左腕は曲げて腹前でやや上げる。天冠台は列弁を一条の紐で束ねた表現をとる。前髪は左右それぞれ二房を表し、耳後ろに一条の垂髪を表現する。頬は豊かに張り、上瞼のラインが直線的で伏目となる。三道は立体感のある刻線である。着衣は、条帛を左肩から右脇を通し、さらに左肩にかけて左胸前に廻す。細部の襷を省略させた簡素な表現で、完全な一木彫成を目指す等、本像は神道における本地仏として製作されたと考えられている。

右半身の欠損は著しいものの、左半身は比較的残存しており、神像形式として彫成されていることから、全身像をおおむね復元することができる。一〇世紀前半より遡ると考えられ、一木彫成である神仏習合像の全体像が復元できる平安時代の事例で、県内最古の神仏習合像として重要である。

一 指定番号 有第三八〇号

二 種 別 重要文化財 工芸品

三 名称及び員数 太刀 銘備中国万寿庄住左兵衛尉恒次 元徳二年十月日

一口

附 黒漆塗鞘打刀拵 一口

延宝八年本阿弥光常折紙 一通

四 所 在 地 岡山市北区丸の内二丁目七一五 一般財団法人林原美術館

五 所 有 者 株式会社林原

六 寸 法 刃長七三・二センチメートル、反り二・六センチメートル

七 製作年代 元徳二(一三三〇)年

八 銘 文 (表)備中国万寿庄住左兵衛尉恒次

(裏)元徳二年十月日

九 指 定 理 由

左兵衛尉恒次は、青江派の刀工である。青江派は備中国子位荘の青江及び万寿荘(現岡山県倉敷市)で活動した刀工の流派で、平安時代末に始まり鎌倉時代から南北朝時代にかけて栄えた。『古今銘尽』によると青江派には二系統があり、恒次は平安時代末期の安次の流れをくむ。同工の作には、他に同じ銘文では延慶と元徳の年号作もある。

鎬造、庵棟で、腰反り高く踏ん張りがあり中鋒である。地鉄は小板目よくつみ縮緬状になり、澄肌あらわれ、鎬寄りに乱れ映り立つ。刃文は中直刃に小沸つき、わずかに小足逆がかって入る。茎は生ぶで、浅く刃上がり栗尻、目釘孔は一つである。銘文には居住地、官職名、年紀が入る。

白鞘には「備中国万寿庄恒次 長サ貳尺四寸壹分有之 代金子百枚」という墨書がある。また、「恒次 春二六」の蔵番の朱書もあり、刀袋にも「春二六号」の札がある。これらは仙台藩における刀剣の目録表記と一致するもので、本作が仙台藩主伊達家に伝来したことを具体的に示すものである。さらに、十二代本阿弥光常による延宝八(一六八〇)年七月三日、代金子五枚の折紙が付く等、資料的価値も高い。外装は黒漆塗鞘で、葵紋が付されている。

縮緬肌を示し、澄肌があらわれる等、青江派の特徴を十分に備える作品で、居住地、

官職名、年紀が入り、岡山県の刀剣史上、重要な作品である。

- 一 指定番号 有第三八一号
- 二 種別 重要文化財 考古資料
- 三 名称及び員数 袈裟襴文銅鐸（神明遺跡出土） 一口
- 四 所在地 岡山市北区西花尻一三二五―三 岡山県古代吉備文化財センター
- 五 所有者 岡山県
- 六 寸法 高さ三一・六センチメートル、身部高二三・六センチメートル、身部下部長径一六・五センチメートル、同短径一一・二センチメートル、重さ一九二五グラム
- 七 製作年代 弥生時代中期後葉（紀元前一世紀）
- 八 指定理由

銅鐸は、拠点的な集落遺跡である神明遺跡で出土している。同遺跡は、総社平野中央北部の沖積平野に立地し、弥生時代中期後葉から中世にかけて断続的に営まれた。

本銅鐸は、高さ三一・六センチメートル、重さ一九二五グラムで、一部欠損しているものの、全体像が把握できる資料である。銅鐸は形態的な特徴から菱環鈕式、外縁付鈕式、扁平鈕式、突線鈕式と変遷することが明らかにされており、本銅鐸は扁平鈕式古段階に相当し、県内出土例でも比較的古い段階に属する。身部の鱗近くに斜格子文が確認され四つの方形区画の文様が認識されることから、四区袈裟襴文銅鐸と判断できる。鈕には流水文が施されているが、このような特徴を持つ銅鐸は全国で三点が確認されるに留まり、製作集団を考えるうえで非常に重要である。身部内面下部には内面突帯が巡る。内面突帯の上面は使用により摩滅していることから、内部に舌を吊り下げて、鳴らす使用方法が窺え、さらに摩滅具合から長期に及ぶ使用が推測される。銅鐸は、「聞く銅鐸」から「見る銅鐸」に使用のあり方が変化すると明らかになっているが、本銅鐸のこうした内面突帯の特徴から「聞く銅鐸」と位置付けることができると同時に、その実態を明らかにする点でも注目される。

本銅鐸は、土坑に鱗を立てた状態で出土しており、埋納状況が発掘調査で把握できた点も重要である。岡山県内において発掘調査で埋納状況が把握できた事例としては、岡山市高塚遺跡から出土した突線流水文銅鐸に次いで二例目で、貴重である。

一 指定番号 有第三八二号

二 種 別 重要文化財 考古資料

三 名称及び員数 久米廃寺出土塑像仏及び埴仏 五〇点

(指定文化財の目録を岡山県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。)

四 所在地 津山市山下九二 津山郷土博物館

五 所有者 津山市

六 製作年代 飛鳥時代(七世紀)

七 指定理由

津山市久米廃寺は、吉井川左岸の丘陵南裾に立地する飛鳥時代から平安時代前期にかけての寺院跡である。塔を中心に東に金堂、西に講堂が近接し、それらを回廊で取り囲む伽藍配置が確認されている。寺域は東西約一三〇メートル、南北約一一〇メートルである。複数棟の寺院建造物跡が検出された地方寺院跡として学術的価値が高く、昭和五十二(一九七七)年四月八日に岡山県指定史跡に指定されている。

出土遺物には多量の瓦片や土器片に加え青銅製相輪や石帯等があり、その中に塑像仏の破片と埴仏が含まれている。出土地点は塔及び金堂周辺であるが、特に塔の周囲からは焼土、壁土が混在して出土しており、一括廃棄の可能性が高い。

塑像仏は小片であるが、様々な部位が確認されている。如来像としては螺髪が確認され、その大きさから丈六仏と推測されている。また、頭髪部分や顔面、臂釧、指先、裳や裙といった衣装、胸甲、台座反花が見られ、複数軀の像が存在したことを示す。頭髪の様相から菩薩像の存在が、胸甲から天部像の存在が確認される。いずれも被熱しているものの、顔面や衣装は表面を仕上げ土で滑らかに整形し、丁寧に造作されたことが窺える。

埴仏は火頭形で、独尊形式の如来坐像を表現したものと三尊仏を表現したものがあ。二点出土した独尊形式の如来坐像の埴仏は同范と考えられ、顔面に金箔が認められるものがある。

塑像仏の出土事例は県内でも限られ、特に菩薩像や天部像は本遺跡での確認に留まり希少価値が高い。また、複数種類の塑像仏の存在は堂内荘厳をよく示し、飛鳥時代における地方寺院の信仰形態を考える上で重要であると同時に、造形の素晴らしさは中央との繋がりも示唆し、学術研究上で貴重である。

- 一 指定番号 有第三八三号
- 二 種別 重要文化財 歴史資料
- 三 名称及び員数 紙本著色坤輿万国全図屏風 六曲一隻
- 四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七一五 一般財団法人林原美術館
- 五 所有者 一般財団法人林原美術館
- 六 寸法 縦一六四・八センチメートル、横三七六・〇センチメートル
- 七 製作年代 江戸時代中期頃
- 八 指定理由

『坤輿万国全図』は明末の一六〇二年にイタリア人宣教師マテオ・リッチが李之藻の協力を得て原図を作成し、北京で刊行された世界地図である。林原美術館本はその日本製模写の一つであり、間似合紙を各扇五段貼りにして六曲一隻の屏風に仕立てて描画したものである。地域ごとに色分けし、海は藍、山岳は群青や緑青を用いて彩色され、経緯線は胡粉を用いて太く引かれている。注記等の文字は墨や金泥を用いている。表背には江戸時代中期以降に一般的に見られる雀紙を使用しており、当初の原装のまままで改装されていない可能性が高い。

一扇裏上部には「準備 屏第一號 半双」と記され「参考品」の朱印が捺された岡山藩主池田家の整理札や「四拾年四月調」、「半双 屏第貳拾六號」、朱書で「十九番」と記された貼札が合計四枚確認できる。箱蓋上にも池田家の整理札の裏側を用いた「才十一號 地球圖 六曲半双」の貼札等がある。

また、『御後園諸事留帳』の明和人（一七七一）年一月二六日の項に五代岡山藩主池田治政が、隠居中の三代藩主継政と共に御後園（現在の岡山後樂園）で相撲を見た記録があり、その中で「世界之絵之御屏風二而囲ひ」とあるのが本屏風と推考される。

『坤輿万国全図』の刊本は日本に三点あり、日本製模写本は二点現存し、その多くは旧大名家に伝来した。日本製模写本は大きく東日本型と西日本型に類別され、西日本型の本作は日本地名の改訂がないという特徴を持つ。類例として、神戸市立博物館所蔵（神戸市博本）がある。神戸市博本はガラパゴス諸島や日本北方に金島・銀島を描く等、一六〇二年刊本には認められない表現があり、台湾の呼称である「東寧」（一六六二年成立）が記されていることから、製作は十七世紀中頃を遡ることはない

とされている。本作も同様の特徴が見られることから、製作年代を考える上で参考になる。ただし、神戸市博本にあるイエズス会の印章が書かれていない等、異なる点もある。

本作は岡山藩主池田家の伝来品で、色鮮やかな彩色に金泥を用いた文字等、意匠的にも優れている。世界的にも希少な地図の模写本で、東西文化交渉史や地理学史の研究上、貴重である。

一 指定番号 記第一一六号

二 種 別 天然記念物 植物

三 名 称 コヤスノキ 一株

四 所 在 地 美作市土居五八一

五 所 有 者 宗 教 法 人 土 居 神 社

六 品 種 トベラ科

七 大 き さ 樹高約六・七メートル、枝張り約八・五メートル

八 指 定 理 由

コヤスノキ (*Pittosporum illicioides* Makino) は、トベラ科の常緑低木である。葉は長楕円形で先が尖り、基部はくさび形に細まる。五月に黄色の五弁花をつける。果実は直径一センチメートル余りで三つに裂開し、内部に粘液に包まれた赤色の種子が現れる。

コヤスノキは、若木では単幹であることが多い。土居神社境内にある本樹は一七本にも及ぶ多幹で最大の幹は根回り四三センチメートルである。樹高約六・七メートル、枝張り約八・五メートルと県内において最も大きく、樹勢、枝の伸長は良好な生育を示す。

日本国内における分布は岡山県中・東部と兵庫県西部に限られ、県内における確認生育地点数も限られている。中国と台湾にも分布し、植物分布学上貴重な種である。環境省の準絶滅危惧、岡山県の絶滅危惧Ⅰ類に指定されている。

一 指定番号 民第五〇号

二 種 別 重要有形民俗文化財

三 名称及び員数 備前焼の製作道具 一一〇〇点

(指定文化財の目録を岡山県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。)

四 所在地 備前市伊部九七四―三 備前市埋蔵文化財管理センター

五 所有者 備前市

六 指定理由

備前焼は、岡山県備前市域で生産が開始され、当地において現代まで生産されている釉薬を使用せずに焼き締められた陶器である。備前焼の製作は採土、成形、窯詰め、焼成、窯出しという工程を経て完成に至る。

備前焼の製作道具一一〇〇点は、備前焼製作の各工程において使用される道具類である。

採土にはスキ(鋤)を使用する。掘り出した原土は乾燥保存し、トウグワ(唐鋏)やツルハシ(鶴嘴)で砕きながら砂、石、草木の根等を除く。さらに、キツチ(木槌)やウス(臼)、トウス(唐臼)で粉碎してスイソウ(水槽)に入れ浸潤させる。マゼイタ(混ぜ板)やカイ(椀)で攪拌し、沈殿させ水簸する。水簸した泥漿をドベバチ(ドベ鉢)に吸水させた後、ドベダナ(ドベ棚)に並べて水分を取り、粘土にして土室で保管する。

成形にはヘラやコテ等を使用する。回転成形の器を造る時にはロクロ(轆轤)を使用し、型成形では土型、木型、石膏型を用いる。甕や壺等は器壁を叩き締める必要があり、タタキを使用する。細工物ではケガキやハリ(針)、アナアケ(穴開け)等で細部の仕上げを行う。

窯詰めの際には、製品を降灰から守るサヤ(匣鉢)に入れたり、大甕に藁を巻いて詰めて平板で蓋をし、蓋の上にも製品を乗せるほか、ツク(支柱)で支えた平板に製品を並べる。窯内部の灰や熾を掻くために用いるドレッキは、用途に応じた形状を呈する。窯焚き後半には窯内に炭入れの作業をする場合があり、柄のついた道具を用いる。

江戸時代以降の備前焼の製作道具が、用途を把握したうえで一括保存されている。備前焼製作の様相を体系立てて把握することができる資料として重要である。

一 指定番号 無第五二号

二 種類 別 重要無形文化財

- 三名 称 手漉和紙(三楹紙)
- 四 保持者の氏名 上田 繁男
- 五 保持者の生年月日及び年齢 昭和十七年六月一日 七十七歳
- 六 保持者の住所 津山市上横野
- 七 指定理由

津山市上横野に伝わる手漉和紙は、現在では横野和紙と呼ばれている。上横野における三楹紙の製造は、明治時代中頃に津山の実業家である浅倉斧吉が、三楹の成育に適した自然条件と良質な水を見つけて上横野地区の人びとに生産を勧めたことが発端である。三楹の刈り取りから靱皮繊維の取り出し、紙料とするための裁断、流し漉き、板干しという工程で作られる三楹紙は、薄く、かさばらず、わずかな凹凸を持ちながらも表面が滑らかで金箔を傷つけることがないため、金箔を挟む箔合紙としての需要は大きく、我が国の伝統産業にとって重要である。

上田繁男氏は、三楹紙製造の伝統技術を踏襲して和紙を製作している。氏は、文化年間(一八〇四年から一八一八年まで)に津山藩の御用紙を漉くことを拝命して以来、二〇〇年以上にわたり手漉和紙の技術を継承する上田家の六代目として岡山県津山市に生まれた。父の五代上田菊治に師事して昭和三十三(一九五八)年、十六歳で手漉和紙の全工程を習得している。三楹紙以外にも様々な楮和紙も漉く等、製作の幅は広く、平成十七(二〇〇五)年には津山工芸展津山市文化協会理事長賞受賞、令和元(二〇一九)年には第七七回山陽新聞奨励賞(文化部門)を受賞している。全国手すき和紙連合会会員として弟子・後継者育成に力を尽くしながらも、地元小学校の児童に手漉和紙の指導を行う等、手漉和紙技術の継承・普及にも積極的に取り組んでいる。

令和2年3月13日 岡山県公報 第12176号

◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、岡山県指定重要文化財寶福寺文書に、次のとおり三通を追加して指定する。

令和二年三月十三日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三四七号
- 二 種別 重要文化財 古文書
- 三 名称及び員数 寶福寺文書 十三通

番号	資料名	員数	製作年月日
1	天得庵坊主巡次上洛之時料足定書	一通	応安五（一三七二）年五月二十四日
2	般若庵倉方造営物規式	一通	永享三（一四三一）年四月八日
3	備中国井山領検地目録	一通	天正四（一五七六）年十一月二十三日

四 所在地 岡山市北区後楽園一―一五 岡山県立博物館

五 所有者 宗教法人寶福寺

六 製作年代 延文六（一三六一）年から慶安元（一六四八）年まで

七 指定理由

井山寶福寺は、臨済宗東福寺派の寺院である。寺伝にはもと天台宗とあり、鎌倉時代鈍庵慧聡のとき、東福寺開山山円爾弁円に参禅し、弁円の弟子玉溪慧璿を招いて禅宗に改めた。玉溪の法嗣夢無一清の代以後も教線を広げ、山陽地方の臨済宗東福寺派の拠点として大いに繁栄した。戦国時代に兵火により三重塔を残して伽藍は焼失したが、江戸時代に入り幕府や領主の庇護のもと復興を遂げた。近世禅宗寺院の威容を今に伝えており、平成十二（二〇〇〇）年三月二十八日に岡山県指定史跡に指定された。

寶福寺所蔵の古文書については、平成二十三（二〇一一）年三月四日に十通が岡山県指定重要文化財に指定されている。この指定後に、新たに確認された三通の古文書を、今回、追加指定して保護を図るものである。

対象となる三通は、京に上る際の旅費に関する規則「天得庵坊主巡次上洛之時料足定書」（応安五（一三七二）年五月二十四日付）、般若庵の年貢の運用規定「般若庵倉方造営物規式」（永享三（一四三一）年四月八日付）、毛利氏による検地を記した「備中国井山領検地目録」（天正四（一五七六）年十一月二十三日付）である。検地目録は「納所注文」の裏面を使用している。

先に指定された文書同様、備中禅寺の経済活動や運営、戦国期の地域の状況を示す重要な史料である。

◎岡山県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十三日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九号の表美川駐在所の項中「栗原四七八の一」を「栗原四〇五の七」に改める。

第二十号の表阿波駐在所の項中「阿波一七七九の二」を「阿波一二三九の九」に改める。

第二十一号の表湯郷交番の項を削り、同表林野交番の項を次のように改める。

美作ゆのまち交番	美作市湯郷一五〇の一	美作市のうち明見、栄町、豊国原、中尾、北山、和田、下香山、上相、吉、三倉田、朽木、林野、入田、北原、友野、山口、山外野、大原、猪臥、海内、平田、平福、檜原上、檜原中、檜原下、田殿、湯郷、位田、稲穂、中山、金原、則平、長内、奥大谷、下大谷、青木、北坂、殿所、岩見田、海田、安蘇、巨勢、大井が丘
----------	------------	---

附則

この規則は、令和二年三月二十三日から施行する。ただし、第十九号の表及び第二十号の表の改正規定は、公布の日から施行する。